

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（第8版）

富山県バレーボール協会では、事業の公益性を担保しながら選手・スタッフ・保護者等関係者の健康・安全のみならず、関係各所にも社会的責任を果たしていく必要がある（**バレーボール活動が原因でのクラスターの発生や多くの方が濃厚接触者判定されることを防ぐ**）ことから、県内競技団体の中で最も厳格なガイドラインを制定し遵守いただいております。

6月10日に文部科学省から、最近多くの生徒が熱中症により救急搬送される事案が複数件確認されており、今後更に気温や湿度、暑さ指数が高くなることを憂慮し、「夏季における児童生徒のマスクの着用について」の文書が発出されたことや、これまで得られた知見を反映し、今回第8版を発出いたします。

改正のポイント

- ・夏季を迎え、気温・湿度・暑さ指数が高くなることを踏まえ、選手の命にかかわる熱中症リスクを排除するため「3.マスク着用判断について」に従い、マスクを着用しない活動・大会運営についてこれまで以上に厳格に判断する。
 - ・マスクを着用しないで練習や練習試合、大会を実施し、参加選手中から感染者が発生した場合、万全な感染予防対策を実施していても、同一チーム選手および対戦チーム選手は濃厚接触者と判定されることを、選手および同居保護者に説明し、同意を得ること。合わせて、選手の健康状態の把握をこれまで以上に徹底すること。
 - ・競技以外のマスク着用の徹底、練習中や競技中・競技終了後の手指消毒の徹底を求めた上で、過剰と思われる対策を解除する。
 - ・クラスター発生の未然防止や、ガイドラインで規定する感染対策の実効性等の確認のための感染者発生時の対応報告徹底をお願い。（感染者報告様式には、一切、感染者の個人情報に関する記載はありません。感染者の個人情報はしっかり守られます）
- 【中学校・高校部活動顧問の方へのお願い】
- ・6月10日に文部科学省から発出された「夏季における児童生徒のマスクの着用について」では、「運動部活動については各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取る」と明記されております。部活動を行う際には、当ガイドライン記載事項を遵守いただきますよう、改めてお願いいたします。

※当ガイドライン内での用語の意味

- ・「事業」とは、本協会に所属するチームの練習、練習試合、強化練習会、大会、所属団体の理事会等各種会議、指導者講習会、練習会など全ての事業を指す。
- ・強化練習会とは、複数チーム選手が一同に会し、特定の指導者のもと技術指導を行う練習会を指し、練習試合とは、複数チームが一同に会し、試合を通じ競技力向上を狙いとする練習会を指す。

1. 活動実施の基本的対応方針

(1) 3密（密閉、密集、密接）の排除やソーシャルディスタンス（2m（最低でも1m））の確保、換気の徹底、手洗いや手指消毒の徹底

(2) 事業参加者の情報把握の徹底（特に選手の「プレー」を伴う事業実施の際）

- ①健康状態、②学校や勤務先等の状況、③7日前までの行動、④連絡先、
⑤同居保護者の同意

- ・指導者（チーム代表者）は、選手・スタッフの健康状態を把握することはもとより、選手所属学校の状況およびスタッフの勤務先等の状況も確認できるようにする。
- ・練習や練習試合、大会を実施し、参加選手中から感染者が発生した場合、万全な感染予

防対策を実施していても、マスクを着用していなかった同一チーム選手および対戦チーム選手は濃厚接触者と判定されることを、選手および保護者に説明し、同意を得る。

※濃厚接触者判定基準：「陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前から隔離または完治までの間に、陽性者と手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、どちらかがマスク等の着用をせずに、15分以上の会話や接触した場合」、濃厚接触者に該当すると富山県がホームページにて公開した「濃厚接触者確認用フローチャート」にて公表。

（「長時間接触をしている（車内や航空機内等も含む）」も判定基準にありますのでご注意ください）

- ・選手の在籍する学級(学校)が学級(学校)閉鎖の場合は、活動参加しないよう徹底する。
- ・感染者や濃厚接触者が発生した場合、厚生センターからの行動履歴調査の際、当該者はバレーボール団体に所属していることを必ず報告させるとともに、感染予防対策の実施状況について包み隠さず報告できるよう予め体制を整えておく。

2. 事業実施判断基準

(1)富山県の定めるロードマップが「ステージ1」「ステージ2」の場合

- ①事業に参加する選手が学校に通学している児童生徒・学生の場合、県および市町村、および教育委員会・スポーツ少年団等「所管箇所」からの指示・要請が「活動休止」「自粛」を求めているいない。
- ②参加選手の在籍する学校・企業が部活動・スポーツ活動の中止や、校内および校外でのスポーツ活動（「社会体育」含む）の中止を要請していない。
- ③学校開放事業の主管団体が、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に学校開放事業を中止していない。

なお、事業が実施できる場合でも、「ステージ2」期間中は以下の点を徹底する。

- ・大会を実施する場合、原則「無観客」とし、会場入場者数を限定する。また、試合設定時間に余裕をもたせる等、フロアでのプレー人数を限定する。
- ・選手はウレタンマスク以外のマスクを着用する。（通常の練習でも）

(2)ロードマップが「ステージ3」の場合

- ・期間中の大会や強化練習会、練習試合全て延期または中止とする。ただし、全国大会が実施される場合（中止発表されていない場合）で、(1)①②を満たす場合はこの限りではない。大会実施の場合は、「ステージ2」期間中の場合同様の扱いとするが、選手間の接点をできるだけ減少させるよう、会場の分散や、試合設定時間にさらに余裕をもたせる工夫を行う。
- ・各種会議は原則延期または中止とし、開催する場合でも「書面」または「リモート」で開催する。

（お願い）

- ・各連盟においては、「県協会競技日程」に掲載の大会について、上記(1)～(3)を踏まえ検討し、実施の可否（延期含む）を決定次第速やかに県協会事務局まで連絡してください。

3. 活動時のマスク着用判断について

(1)マスク着用の判断

- ・大会・強化練習会・練習試合を実施する際には、感染状況や体育館空調設備の有無等から、事務局等関係者が協議してマスク着用の有無を判断した上で要項に記載し、全参加チーム選手および同居保護者の同意を得る。（チェックシート提出により同意とみなす）

(2)マスクを着用しない場合

- ・参加選手中から感染者が発生した場合、万全な感染予防対策を実施していても、同一チーム選手および対戦チーム選手は濃厚接触者と判定されることを、選手および同居保護者に説明し、同意を得る。

(3)マスク着用で行う場合（ステージ2状況では必須）

- ・選手、保護者に対してマスク着用による感染予防効果と、安全性の根拠（日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より抜粋した「運動に関する指針」（次ページに掲載）を参照）を説明した上で、選手および同居保護者の同意を得る。
- ・マスク着用は**体育館内気温が28℃未満（WBGT25未満）に限る**こととし、これが**実施できない場合は、マスクを着用しない事業運営を行う**。

【マスク着用で事業を行う場合の留意点】

- ・目安として10分に1回、マスクを外し休憩・給水する時間を設定する。
- ・試合実施の場合、25点制では、8点・16点到達時に1分間、21点制の場合では7点・14点到達時に1分間の休憩・給水時間を設ける。この場合、タイムアウトの時間は通常に戻し30秒とする。
- ・指導者は選手の顔が赤くなる等の熱中症の徴候に細心の注意を図り、危険と判断した場合はただちに休憩・給水・塩分補給させる。
- ・マスクを着用していても、その他の感染対策の実施は必須であることに留意する。

4. 事業実施時の対応

(1)選手（指導者）の活動での対応（プレー面での対応）

※アルコール消毒液と**除菌効果のある除菌液準備**は必須。消毒液は濃度や成分等に注意し、健康に影響がなく効果のあるものを利用してください。

- ①参加を強制しない。特に、小学生から高校生の場合は、保護者の承諾を必ず得る。県外遠征等宿泊を伴う事業については、県および市町村、および各教育委員会の指示・要請に従う。**（例：県が県間移動の自粛を求めている場合は自粛する）**
- ②活動前に検温・体調確認を行い、少しでも感冒症状が見られる場合は、参加させない。
※学校や企業等、選手の所属元でも行われているが、体調が変わることもあるので必ず実施する。
- ③部室（ロッカールーム）でのマスク未着用でのクラスターが発生したことに十分留意し、換気を十分にを行い、~~出入口のドアノブや共用使用する物品の消毒を徹底するとともに~~「ソーシャルディスタンス」を確保させ、マスクを着用させる。マスクは活動時以外（ステージ2状況下では活動中も）、着用を徹底する。
- ④部活動の練習等、参加者数が多く、かつ利用できる体育館面積が小さく「3密の排除」「ソーシャルディスタンスの確保」が難しい場合、分散して実施する等の工夫を行う。
- ⑤活動前後の「手洗い」や手指消毒を徹底し、練習中にも適宜機会を設ける。特に練習終了後は30秒の手洗いを必ず実施する。（選手だけでなく、指導者も）
- ⑥~~支柱・ネット・アンテナ等共用器具も触れる箇所については使用前後に消毒する。~~
※消毒により錆の発生などが考えられるため、予め施設管理者の承諾を得ること。
- ⑦適宜体育館の換気を**徹底**実施する。
- ⑧ウォーミングアップの際、できるだけ「ソーシャルディスタンス」（プレーする場合は2m以上）を確保し、身体接触する2人組のストレッチ等はできるだけ行わないか、手袋（軍手等）を使う等工夫する。また、隊列を組んだランニングは、飛沫が後方にも約10m飛んでしまう場合もあることから、実施方法を工夫する。マスクを着用したままでのプレーは、熱中症を招く要因ともなることから、熱中症発症等の体調変化に細心の注意を払う。
- ⑨指導者は必ずマスクを着用する。
- ⑩円陣を組んでのミーティングや声かけは2m以上の距離を取る。**手指消毒が適切に行われている状況では、選手間の身体的接触は行ってもよい。**~~選手間や選手・指導者間での身体的接触はダ・タッチ・肘タッチも含めて一切行わない。~~
- ⑪シューズの底は触らない。（触らせない）
- ⑫~~体育館・施設設置者の子解を取った上で、床に悪影響を与えない範囲内で（床に悪影響を及ぼさない商品等で）、床の消毒を定期的実施する。もしくは、シューズ底を除菌液消毒液含有の雑巾等で定期的に消毒させる。~~
- ⑬~~ネット際などで、相手に向いた状態での発声は控える。~~

- ~~⑭~~ブロック練習等、ネット越しに距離が近くなり、ソーシャルディスタンスを確保できない場合もあるので、実施方法を工夫する。
- ⑮ 定期的なボールの消毒（除菌）は必ず実施する、消毒する場合は、消毒実施者が必ず手袋を着用するか、ボールを触った後の手指消毒を徹底する。
- ⑯ プレー中、ハンドタオルを携帯させ汗を拭かせ、汗がボールにつくことを抑制する。
※汗を拭く動作により顔に手をもっていくことを避けるため。
- ⑰ リベロジャケットの使い回しやタオルの共有は行わない。
- ⑱ 給水のためのスクイズボトルや水筒は必ず個人で準備して使用する。また、給水が手を顔や口付近に持っていく機会となるため、給水前の手指の消毒を徹底する。

(2)大会等（強化練習会・練習試合含む）の対応

- ① 実施する場合、当協会作成「感染防止策チェックリスト」「要項に記載すべき事項」「会場に掲示すべき事項」「当日参加者から提出を求めるチェックリスト」を利用する。（いずれも当協会ホームページ 新型コロナウイルス感染症特設ページに掲載済）
- ② 開催要項およびコロナ対応関係書類は大会関係者に周知する前に**県協会 強化・指導普及委員会専用アドレス (ikuseitoyama●gmail.com, 利用する際は●を@に変更)**まで送付する。
- ③ 「大会開催ありき」で判断するのではなく、感染リスクへの対応を最優先に考え、対応が整わない（対応を実施できない）場合は中止または延期を検討する。
- ④ 3密排除、ソーシャルディスタンス確保のため、コート設営面数の目安は**アリーナ面積に**~~より~~次のとおりとする。**ステージ1の状況下での大会実施の場合、観客の入場に関してはマスク着用の上、適切なソーシャルディスタンス（1m）が確保できれば、入場を許可することは差し支えないため、過度な制限はかけないこと。**

【コート設営数の目安】

~~※アリーナに観客席がある場合は、その面積も含める。サイドライン間の距離10m程度はできるだけ確保することが望ましい。~~

- ~~3面：面積1,800㎡以上、2面：面積1,200㎡以上、1面：面積1,200㎡未満(若干下回る場合でも、サイドライン間の距離が10m程度確保できれば2面可)~~
- ・参加チーム数・人数は、「コート1面あたり**4チーム(48名程度)**、~~アリーナ面積~~観客席が十分確保されている場合はコート1面あたり**3チーム(36名程度)**とする。
 - ・やむを得ずこれを超える参加チーム数で開催する場合、試合をしていない選手はアリーナへの入場を避け、別室・観客席等で待機させること。なお、観客席で待機させる場合、保護者等観客の人数と合わせ、前後左右最低1mのソーシャルディスタンスを確保（マスク着用の場合）できる人数に制限すること。同一建物内で待機場所が確保できない場合、入場時間をずらす・別会場を確保する等、工夫すること。いずれの対策もできない場合は、中止を検討する。
 - ・チーム（選手）と競技役員または観客との動線を区別し、更に会場のゾーニングと動線について次のとおり設計する。（会場のゾーニングを徹底することで、感染者が発生した際の影響範囲を限定することが可能になるため）

ゾーン1： 競技関連

- ・コート、ベンチ、ウォームアップエリアを含む競技エリア、選手入場口、選手および審判員の控室

ゾーン2：大会運営スタッフ（補助役員）

- ・運営スタッフ控室

ゾーン3：観客・保護者・応援団等

- ・客席・保護者・応援団

- ・各エリアのゾーニングおよびゾーン毎の動線を設定しながら、人と人との接触を制限すること。特に「ゾーン1」に入る関係者については必要最低限の人数で運営する。

- ⑤ 受付には消毒液を設置するとともに、~~アクリル板等の設置やフェイスシールドの着用により~~対面によるリスクを軽減する。（受付業務を減らすため、インターネットを活用した

事前受付を検討・実施) また、受付時の密を防止するため、距離をおいて並べるよう目印等を設置すること。受付スタッフのマスク着用は必須。

- ⑥大会当日、会場に入場する選手・関係者(保護者等の応援での来場も含む)全てから「大会参加にあたってのチェックシート」の提出を受けること。チェックシートの提出のない方は受付等で記載いただく。(体温計の準備が必要)なお、県や市の総合体育館等、大会開催時に一般利用がある場合、一般利用者と大会参加者の区別が容易に行えるよう、チェックシート提出者にはIDとして胸章等を渡し、区別できるようにし、可能な限り一般入場者には会場に入場しないよう、事前に体育館と協議する。大会の主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、大会当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間(少なくとも**2週間**~~1ヵ月以上~~)を定めて保存しておく。
- ⑦練習試合実施の際は、参加チーム数を前述の参加チーム数の方針に基づき決めた上で、
 - ① 予め指導者間の連絡体制を整える
 - ② 選手の体調を必ず確認する
 - ③ 会場への入場者数を管理する以上3つを条件に、チェックリストの提出までは求めなくてよい。
- ⑧選手の会場移動での「相乗り」も「3密」になることに留意し、相乗りする場合は常に換気を実施する。
- ⑨更衣室(選手控室)等は、利用時間を設定する等の工夫を行うとともに、消毒実施にも留意する。
- ⑩代表者会議では、参加者全員がマスク着用を徹底し、短時間で実施することや、換気の徹底を行う。
- ⑪1セット(または1試合)終了のたびに換気する等、会場の換気を**徹底する**~~に努める~~。(会場に空調がある場合で、換気機能がある空調設備の場合、換気は不要)
- ⑫食事の際が最もリスクが高く、「3密排除」「ソーシャルディスタンス確保」「会話しない」ことを徹底する必要があるため、予め食事場所を設定する等配慮を行い、特に小～高校生の場合、食事の際の「指導」をしっかり行う。
- ⑬応援については、マスク着用・ソーシャルディスタンス確保を徹底した上で大声を出さずに拍手での応援を徹底するよう関係者に依頼する。徹底できない場合、事業中止を検討する。鳴り物(太鼓・メガホン・空ペットボトル等)を使った応援は、選手のプレー中のコミュニケーションの声を大きくすることを誘発するため禁止する。(ボールデッドの際も)
- ⑭ベンチ、アップゾーンにおいてもマスク着用とソーシャルディスタンスの確保(例:ベンチでは1席分空けて座る・間隔を空けて配席する、控え選手は1m間隔で横1列に並ぶ等)を最優先とする。**(コートチェンジの際のベンチ消毒までは求めない)**
- ⑮定期的なボールの消毒(**除菌**)は必ず実施する。~~消毒する場合は、消毒実施者が必ず手袋を着用するか、ボールを触った後の手指消毒を徹底する。~~
- ⑯~~副審等、ボールを頻繁に触ることが考えられる場合も、必ず手袋を着用するか、ボールを触った後の手指消毒を徹底する。~~
- ⑰シューズの底は触らない(触らせない)。
- ⑱~~体育館施設設置者の子解を取った上で、床に悪影響を与えない範囲内で(床に悪影響を及ぼさない商品等で)、床の消毒を定期的の実施する。もしくは、シューズ底を**除菌液**消毒液含有の雑巾等で定期的に消毒させる。~~
- ⑲**手指消毒が適切に行われている状況では、選手間の身体的接触は行ってもよい。選手間や選手・指導者間での身体的接触はグータッチ・肘タッチも含めて一切行わない。**
- ⑳~~ラインズマンフラッグ・得点板・モップ等も適宜消毒を実施する。~~
- ㉑タイムアウトの時間を1分にする等の工夫を行い、給水時の手指消毒を徹底する。
- ㉒試合開始時の選手間の握手や審判員との握手、試合後の相手チームベンチへの挨拶は行わない。
- ㉓審判からの飛沫防止のため、ホイッスルは可能な限り電子ホイッスルを利用する。(ホイッスルカバーを準備できる場合はこの限りではない)
- ㉔大会主催者は、参加者の安全を確保するため、定めたルールを遵守できず、大会運営上他の参加者の安全が確保できないと判断できる場合、当該参加者には大会等への参加取

り消しや、途中退場を求める。

㊸セレモニーは、主催者が最低限必要だと判断するものだけにとどめ、開催する場合はマスク着用の徹底と、2mの「ソーシャルディスタンス」の確保を図る。

㊹大会前後の多人数での懇親会の実施は避ける。

(3)各種会議の対応

①まずは「リモート」や「書面」での開催を検討する。

②実開催の場合、以下の点に留意する。

a.感冒症状のある人、体調の悪い人、過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合は自主的に参加させない。

b.消毒液を準備し、配席については「ソーシャルディスタンス」に十分配慮する。

c.会議時間は長くても一時間以内にとどめる。時間短縮のため、会議資料の事前配布等の工夫を行う。

d.a～cの対応ができない場合、実開催を見合わせる。

5. チーム関係者（指導者・選手・選手保護者（全て同居家族含む））に感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応

- ・関係者が「濃厚接触者」となる疑いが発生した段階で、感染者との接触日・感染者の発症日および厚生センターの判断状況等の情報がチームの活動実施の判断をする顧問・指導者にタイムリーに入るよう、情報連絡体制を整える。

【活動可否の判断および期間】

(1)同居する親族等

ケース	選手の活動可否	その期間
①濃厚接触者として判定された場合	・参加させない	・当該親族の検査結果が出るまで
②感染した場合	・参加させない	・厚生センターの指定期間

(補足)

- ・ケース①でPCR検査が受けられない場合は、当該親族が感染者と最後に接触した翌日から2日間、選手には活動参加はさせない。
- ・本人所属先等の指示により濃厚接触者ではないが万一に備えPCR検査を受けた場合は、所属先等の指示に従う。
- ・マスクを着用しないで活動を実施する場合は、同居する親族等が「濃厚接触者となる可能性が発生」した時点で、その結果がわかるまで活動には参加させない。

(2)本人

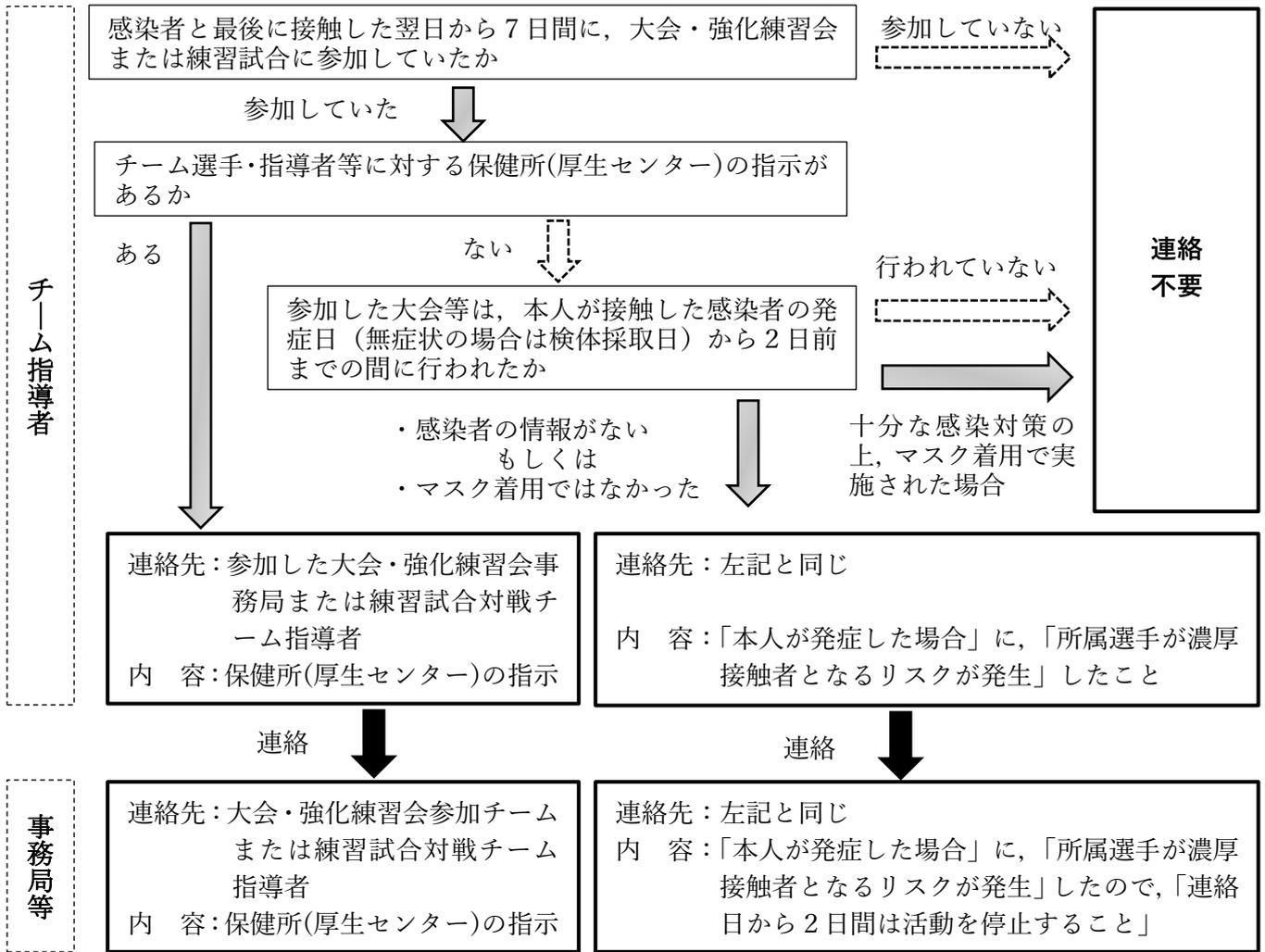
ケース	選手の活動可否	その期間
①濃厚接触者として判定された場合	・参加させない	・感染者と最後に接触した翌日から7日間
②感染した場合	・参加させない	・厚生センターの指定期間

(補足)

- ・ケース①でPCR検査が受けられない場合は、選手には感染者と最後に接触した翌日から7日間、活動に参加させない。
- ・選手が所属する学級が学級閉鎖となった場合、その期間中は活動に参加させない。
- ・チーム内で2人以上の濃厚接触者判定、感染者がほぼ同時に発生した場合、クラスターとなる可能性があるためチームとしての活動は行わない。期間は濃厚接触者の場合は感染者と最後に接触した翌日から7日間、感染者の場合は感染者が発症日の2日前までの間に活動に参加していればその活動日から7日間、活動に参加していなければ感染者が最後に活動に参加した翌日から7日間とする。

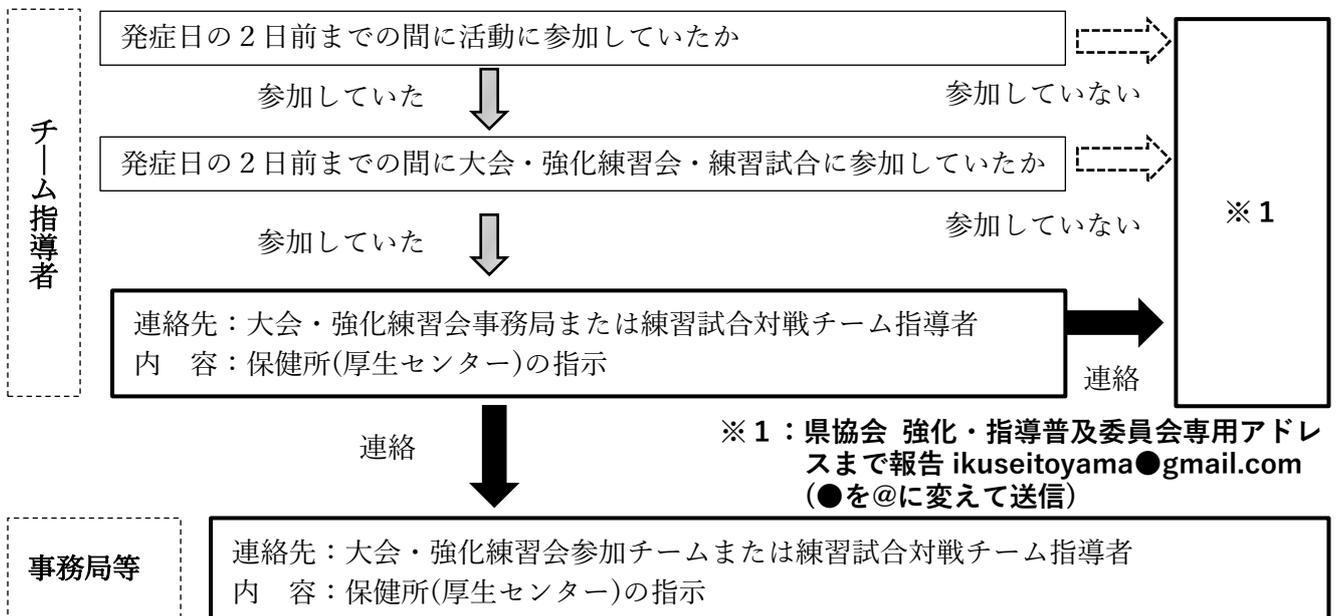
【関係者への連絡】

①本人が濃厚接触者として判定された場合（個人名は絶対に漏らさないこと）



②本人が感染した場合（個人名は絶対に漏らさないこと）

- ・厚生センターの調査に対しては、練習や大会・練習試合での感染予防対策の実施状況について包み隠さず報告させ、濃厚接触者の判定を待つ。（厚生センターの要望によっては大会・強化練習会事務局が感染予防対策実施状況について厚生センターに説明する）
- ・報告様式（別紙1）に必要事項を記入し報告すること。



連絡を受けた参加チーム指導者は、当該大会参加日から7日間のチーム行動を洗い出し、他チームと練習試合等を行っており、さらに自チーム選手が陽性となった場合は、「対戦したチームメンバーが濃厚接触者となるリスクが発生」したことを当該練習試合対戦チーム指導者まで連絡する。

5. 指導者および県協会傘下団体役員の責務

(1)選手・スタッフに対し、対応策の意味を理解させる

- ①指導者は、なぜこのような措置をとるのかについて十分理解し、最新情報や感染予防対策について自身で情報収集する姿勢を持つ。
- ②指導者は選手・スタッフに対し、自身の行動がどのような結果に結びつきうるのかを踏まえて、なぜ手洗いの励行が必要か、なぜマスク着用するのか等、基本的予防対策がなぜ必要かを理解させる。

(2)保護者への協力を依頼する

- ①毎朝の検温や体調など選手の健康状態について把握（留意）していただき、感冒症状が見られた時は活動に参加させないよう事前に依頼し了解を得る。
- ②チームが事情により大会等に参加できないこともありうることを、また、開催できても会場での応援ができない場合もありうることを事前に説明し、了解を得る。

(3)感染者やその家族に対する差別的な対応が問題になっていることについて十分留意する

(4)コロナ禍での活動については選手・スタッフの健康・安全を最優先に守る責任と、関係各所にも社会的責任を果たしていく必要があることを十分留意する

(5)指導者は、マスクを着用せず指導にあたる等、選手や保護者に不快な思いをさせることも一つのハラスメント行為にあたること、また、当ガイドラインに従うことなく事業を実施することは、「競技者及び役員倫理規定」2 競技者及び役員の責務 に違反する行為であることを十分留意する

以上

(改正履歴)

- ・2020年5月20日 第1版制定
- ・2020年5月30日 日本バレーボール協会のガイドラインに基づき、「3.事業実施時の対応(2)大会等(強化練習会・練習試合含む)の対応」を追加したことに加え、加盟団体理事長を対象とし実施した説明会での意見等を反映し第2版に改定
- ・2020年8月4日 主に日本バレーボール協会のガイドラインの修正に基づき、「3.事業実施時の対応(2)大会等(強化練習会・練習試合含む)の対応」を修正し第3版に改定
- ・2021年5月24日 主にステージ3になった場合の事業実施判断基準、濃厚接触者・感染者が発生した場合の対応を一部変更し第4版に改定
- ・2021年6月8日 4.(1)に他の記載内容と平仄が合わない記載があったため削除
- ・2021年6月24日 最新の知見を反映し感染防止対策を強化して第5版に改定
- ・2022年3月18日 第6波ステージ2期間中の事業実施の留意点等を主とし、第6版に改定
- ・2022年4月5日 県の定めるロードマップが4月1日にステージ1になったことを踏まえ、活動時にマスク着用する場合の判断と関係者に濃厚接触者および感染者が発生した場合の対応について主に改正(第7版)